

陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務委託仕様書

この仕様書は、陸前高田市が委託候補者に委託して行う「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務」の仕様に関し、必要な事項を定める。

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、陸前高田市（以下「発注者」という。）が実施する陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務に適用するものであり、請負者（以下「受注者」という。）は、本書に定める仕様に従い施行しなければならない。

(業務の目的)

第2条 陸前高田市では、震災復興計画に基づく中心市街地の形成と併せて、公共施設の再建に向けて復興事業を推進している。また、高田松原地区においては、「復興祈念公園」の設置が決定し、国・岩手県と連携し整備事業を推進しているところである。

また、復興に向けたまちづくりを進めるうえでは、市内外からの交流人口の拡大、本地域の特性を生かした産業の活性化が重要となっているところである。

本業務は、地域の活性化につながる交流拠点・産業育成拠点として検討している今泉北地区、中心市街地及び中心市街地周辺のエリア全体（図1参照）（以下「中心市街地周辺エリア」という。）の包括的な整備・運営について、実現に向けた具体的な可能性を検討するとともに今泉北地区の土地利用の方向性に関する調査・検討を行い、復興に向けたまちづくりを推進することを目的とする。

(業務の実施)

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、当該契約に基づき、発注者との打合せ協議を十分に行う。

(再委託)

第4条 受注者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

(納期)

第5条 本業務の納期は、平成28年3月25日とする。

(成果品に対する責任)

第6条 受注者は、本業務が完了した場合であっても、受注者の過失による内容の不備や不足が発見されたときは、受注者の負担と責任で直ちに修正し再度提出するものとする。

(成果品に対する権利の帰属)

第7条 本業務の成果品に関する権利は発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく成果品を第三者に公表又は貸与してはならないものとする。

第2章 業務一般

(実施項目)

第8条 本業務の実施項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 土地利用の方向性の検討
- (4) 中心市街地周辺エリアの包括的な整備・運営についての検討
- (5) 復興まちづくり機運醸成に向けた取組の検討
- (6) 打合せ協議

(実施内容)

第9条 本業務の実施内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画準備
業務を遂行するにあたり、受注者は効率良く業務を進められるよう、全体的な作業計画の立案及び作成、作業方法の検討、適切な人員配置を行う。
- (2) 資料収集・整理
業務を遂行するにあたり、受注者は必要な資料を収集・整理する。
- (3) 土地利用の方向性検討（ハード面）
 - ア 今泉北地区における土地利用の可能性の整理
 - イ 今泉北地区の土地利用事業手法の検討
- (4) 中心市街地周辺エリアの包括的な整備・運営についての検討（ソフト面）
- (5) 復興まちづくり機運醸成に向けた取組の検討
- (6) 打合せ協議
 - ア 本業務の着手時、中間時、取りまとめ時の計3回打合せを行う他、必要に応じて打合せを行うものとする。
 - イ 発注者が必要と考える関係機関との会議等についても出席し、情報共有を行う。

(業務の処理)

第10条 本業務の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令等の遵守等
本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守するとともに、適正な人員を配置し、目的を十分に理解した上で、正確に行わなければならない。
- (2) 業務の円滑な遂行
事業の進捗状況を随時報告して、必要な協議を行わなければならない。
- (3) 疑義
業務の実施に関し疑義が生じた場合は、両者協議し、市の指示を受けなければならない。

第3章 その他

(成果品の提出)

第11条 印刷物の仕様は以下を基本として、詳細については受注者と発注者協議のうえ決定する。

- (1) 報告書（紙媒体） 20部（A4判縦）
- (2) 電子データ（CD-R等） 1式

図1 中心市街地周辺エリア イメージ図

